

改正

令和元年6月28日条例第33号

西尾市佐久島クラインガルテンの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、西尾市佐久島クラインガルテン（以下「クラインガルテン」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農地及び地域資源の利活用により、島外の住民との交流を促進し、佐久島の活性化を図るため、クラインガルテンを西尾市一色町佐久島西平地61番地1に設置する。

2 クラインガルテンに、次の施設を置く。

- (1) 簡易宿泊施設付き農園（以下「ラウベ等」という。）
- (2) 管理棟
- (3) バーベキュー施設
- (4) 附帯施設

(クラインガルテンの管理)

第3条 クラインガルテンの管理は、西尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例（平成17年西尾市条例第9号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ラウベ等を除くクラインガルテンの利用の許可に関する業務
- (2) クラインガルテンの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) ラウベ等を除くクラインガルテンの使用料の収受に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条、第7条及び第9条から第11条までに規定する市長の権限（ラウベ等の利用許可に係るものを除く。）を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(利用の許可)

第6条 クラインガルテンを利用しようとする者は、あらかじめ市長に利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、クラインガルテンの管理上必要があるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、クラインガルテンの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、クラインガルテンの施設又は附属設備を、許可を受けた目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第9条 利用者は、クラインガルテンに特別の設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、クラインガルテンの利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに

市長の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し及び利用の中止命令)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 公共の福祉その他やむを得ない理由があるとき。

2 前項第1号に該当したために利用許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者が受ける損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第12条 クラインガルテンの使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料のうち、別表第1に規定する使用料は市長が別に指定する日までに、別表第2に規定する使用料は利用許可を受けた日にそれぞれ納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が自己の責によらない理由でクラインガルテンの利用ができなくなったとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(原状復帰義務)

第15条 利用者は、クラインガルテンの利用が終わったとき又は第11条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に復帰しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、クラインガルテンの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定による利用許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和元年6月28日条例第33号)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の西尾市佐久島クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に西尾市佐久島クラインガルテンの利用について許可を受けた者の当該使用に係る使用料の額について適用し、同日前に西尾市佐久島クラインガルテンの利用について許可を受けた者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表第1 (第12条関係)

区分	金額	利用期間
ラウベ等1区画	502,850円	4月1日から翌年3月31日まで

備考

- 1 光熱水費は、実費負担とする。
- 2 利用開始が年度の途中であるときは、月割計算とする。
- 3 利用期間が1月に満たないときは、1月とみなす。

別表第2 (第12条関係)

区分	単位	金額
管理 囲炉裏の間1区画	午前9時～午後1時	410円

棟		午後 1 時～午後 5 時	410円
		午前 9 時～午後 5 時	820円
	厨房	午前 9 時～午後 1 時	620円
		午後 1 時～午後 5 時	620円
		午前 9 時～午後 5 時	1,240円
バーベキュー施設 1 区画	午前 9 時～午後 5 時	1,040円	
洗濯機	1 回	200円	
乾燥機	1 回	100円	
耕運機	1 回	520円	
草刈機	1 回	200円	

備考

- 1 利用時間を延長して利用する場合の延長分の使用料は、当該利用区分に係る使用料に相当する額とする。
- 2 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。
- 3 ラウベ等の利用者が囲炉裏の間を利用する場合の使用料は、無料とする。
- 4 バーベキュー施設の利用者が炭を追加で利用する場合の炭の使用料は、4 キログラムにつき 520円とする。